

神戸市シルバー人材センター事業基本規程

平成 15 年 3 月 26 日
理 事 長 決 定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人神戸いきいき勤労財団定款（以下「定款」という。）第 4 条に規定する事業のうち、神戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が行う事業の執行にあたっての基本原則を定め、センターの拡充・発展を図ることを目的とする。

(遵守義務)

第 2 条 センターの職員及び次条に規定する会員は、法令等及びこの規程を遵守し、センターの拡充・発展に努めなければならない。

第 2 章 会員

(会員登録)

第 3 条 センターは、定款第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の就業を希望する者を会員として登録（以下「入会」という。）するものとする。

(会員資格)

第 4 条 会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 神戸市に居住する満年齢 60 歳以上の者であること
 - (2) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加などを希望する者であること
- 2 前項の規定にかかわらず、次号に該当する者は、入会することができない。
- (1) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業もしくは団体その他の反社会的勢力に係る者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 前号に規定する暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
 - (3) 第 1 号に規定する暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
 - (4) 第 9 条に規定する除名の処分を受け、その処分の日から 3 年を経過しない者

(入会手続)

- 第5条 センターは、入会希望者を対象にセンターのホームページまたは書面で入会希望者説明会（以下「説明会」という。）を行い、入会希望者にシルバー人材センターの目的、その仕組み等を説明し入会希望者の理解を得るものとする。
- 2 センターは、説明会を受講した入会希望者の入会申込書を受理した後、個別面談を実施し入会希望者の実情把握に努めなければならない。ただし、災害等により個別面談の実施が困難な場合は、電話での聴取をもって個別面談に替えることができるものとする。
- 3 理事長は、前項に規定する個別面談の後、第4条に定める会員資格があると認めた場合に、入会を決定するものとする。

(会費)

- 第6条 会員は、センターの運営経費の一部に充てるため、会費として年額2,400円をセンターが指定する期日までに納入しなければならない。ただし、年度途中で会員となった場合の当該年度の会費は、年額を12で除し、入会月から当該年度末までの月数を乗じた額とする。

(会員証)

- 第7条 センターは、入会を決定した者に会員証を交付するものとする。
- 2 会員は、就業に関連して必要な場合を除き他の目的に会員証を使用してはならない。

(退会)

- 第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。
- 2 会員が次の各号の一に該当した場合は退会するものとし、会員又はその家族（以下「会員等」という。）はセンターに退会を届け出なければならない。
- (1) 会員が第4条第1項に規定する会員の資格を喪失したとき
- (2) 会員が死亡したとき
- 3 理事長は、会員が会員の資格を喪失した事実を確認したとき、または第6条に定める会費を当該年度末日までに納入しないときは、会員等から第2項に規定する届出がなくともその会員を退会させるものとする。

(処分)

- 第9条 理事長は、会員が定款、センターの定める規程及び法令等に反するような行為を行ったとき又はセンターの名誉を毀損し、センターの目的に反し、秩序を乱したときは、その非違行為等の程度に応じて、会員に対し除名等の処分を行うことができる。
- 2 理事長は、会員が第4条第2項第1号に該当するときは、その会員の登録を取り消すものとする。

(会員証の返還)

第10条 会員が第8条の規定により退会したとき又は第9条の規定により除名されたとき又は登録を取り消されたときは、会員等は会員証をセンターに返還しなければならない。

(会費等の不返還)

第11条 センターは、会員が第8条及び第9条の規定により会員資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

(会員の登録、退会、処分等に係る手続き)

第12条 この規程に定めるもののほか、会員の登録、退会、処分等の手続きについては、別途理事長が定める。

第3章 就業機会の開拓

(就業機会の開拓)

第13条 センターは、就業機会の開拓を進めていくための組織を設置し、毎年度当初に事業計画を策定するものとする。

(就業機会開拓)

第14条 センター及び会員は、前条の事業計画に基づき就業機会の開拓に努めなければならない。

第4章 受注

(受注)

第15条 受注は、センターが発注者との請負契約又は委任契約により行うものとする。

2 センターは、受注に際し発注者にシルバー人材センターの目的、その仕組み等を説明し、発注者の理解を得るよう努めなければならない。

3 センターは、法令に抵触する業務及び危険を伴う業務を受注してはならない。

4 センターは、第4条第2項第1号に規定する暴力団員等及び第4条第2項第2号に規定する暴力団から受注してはならない。また当該受注が暴力団員等の利益になることが判明した場合には、受注してはならない。

5 センターは、発注者が自ら又は第三者を利用して、会員又はセンターに対して以下の各号の一に該当する行為をした場合、又は未収金がある場合には、その発注者からの受注を拒むことができるものとする。

(1) 違法行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 暴力的な要求行為

- (4) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (5) 風説を流布し、偽計又は威力を用いてセンターの信用を棄損し、又はセンターの事業を妨害する行為
 - (6) センターの目的に反する行為
 - (7) その他前各号に準ずる行為
- 6 受注はセンターが行い、会員は発注者と受注について、センターを介さずに直接交渉してはならない。

(見積基準)

第 16 条 センターは、業務の種類、内容等に応じ類似の民間事業の圧迫にならないよう配慮して見積基準を定めるものとする。

第 5 章 就業及び配分金

(就業の原則)

第 17 条 センターは、会員に対し就業及び収入を保障しない。

(就業)

第 18 条 センターは、受注した業務に就業する会員を第 24 条の規定に基づき決定し、会員はその業務に就業するものとする。

- 2 会員は、就業するにあたっては、担当する仕事に誠実に取り組み、センターの評価、品格を失うような言動、態度、行為を慎まなければならない。また、就業中に知り得た業務上の機密事項や発注者に関する情報を、他人に話したり、教えたりしてはならない。

(機材等)

第 19 条 会員は、就業する場合に必要な機材等を、別途センターの規定で定めるほかは、原則として自ら用意するものとする。

(配分金)

第 20 条 センターは、会員の就業の対価として配分金を支払うものとする。

(配分金の基準)

第 21 条 センターは、就業する業務の種類、内容等を考慮し、配分金の基準を定めるものとする。

(配分金の支払日)

第 22 条 センターは、会員が就業した場合は、その配分金（交通費を含む。次項において

同じ。)を毎月1回予め定める期日に支払うものとする。

(配分金の支払方法)

第23条 配分金は、センターが指定する銀行等で会員が開設した口座に振り込むものとする。

2 振込み手数料が必要な場合の振込手数料は会員負担とし、センターは、配分金から振込手数料を差し引いて振り込むものとする。

3 第6条の規定に基づく会費の徴収について、会費を徴収すべき月に会費を超える額の配分金があるときは、センターは配分金から会費をあらかじめ引去ることにより行うものとする。

第6章 適正就業

(就業機会の公平性)

第24条 センターは、受注した業務に就業する会員を選考・決定するときは、会員の能力・希望・資格・経歴・交通経路等を総合的に勘案して選考・決定し、就業機会の公平な提供に努めなければならない。

(就業時間)

第25条 同一の会員が継続して就業する場合の就業時間は、軽易な就業については、1週間当たり概ね20時間を超えないものとし、臨時的かつ短期的な就業については1か月当たり概ね10日程度以内とする。

2 センターは、会員の就業にあたって、前項に規定する基準を厳守しなければならない。

(就業期間等)

第26条 同一会員が継続して同一就業内容で就業できる期間は1年を限度とし、就業成績優良の場合は5年まで延長できるものとする。ただし、センターは、就業会員が病気・怪我・体調不良・就業成績不良等の場合は、就業期間中であっても交代させることができる。

2 センターは、受注業務の種類、内容等に応じて、就業年齢の上限を定めることができる。

第7章 会員の自主的事業運営

(職群班等の設置)

第27条 センターは、会員の理解・協力を得て職群班及び地域班を設置し、その運営を指導・援助することにより、会員の自主的事業運営の推進に努めなければならない。

(職群班)

第 28 条 職群班は、同一業務に就業するグループごとに設置するものとする。

2 職群班は、次の各号に定める事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 班組織による作業の遂行及び作業器具の保全
- (2) センターの普及啓発及び就業機会の開拓
- (3) 班会員相互の親睦と連帯意識の高揚
- (4) 適正就業及び安全就業の推進
- (5) 技能講習会の実施
- (6) 後継者の育成

(地域班)

第 29 条 地域班は、原則として区単位に設置するものとする。

2 会員は、居住区の地域班に加入するものとする。

3 地域班は、次の各号に定める事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 会員相互の情報伝達及び親睦交流
- (2) 就業機会の開拓及び会員の確保

(委員会等)

第 30 条 センターは、必要に応じて業務の部門ごと等に会員の代表者が参加する委員会、専門部会を設置し、センターの事業運営に会員の意見を反映させるものとする。

第 8 章 会員の就業能力向上

(研修)

第 31 条 センターは、毎年度当初に会員研修計画を策定し、会員の就業能力向上のため業務の種類ごとに研修会を実施しなければならない。

(自主研修)

第 32 条 会員は、自主研修会を実施するなど就業能力の向上に努めるものとする。

第 9 章 安全就業

(適正な安全管理の推進)

第 33 条 センターは、会員の安全に関する事項について、役職員、会員が共同して調査審議し、適正な安全管理の円滑な推進を図るため、「会員安全就業推進委員会」を設置するものとする。

(安全就業基準)

第 34 条 センターは、会員の安全就業基準を制定し、会員に周知しなければならない。

2 会員は、前項に定める安全就業基準を遵守し、就業中の事故や災害の防止に努めなければならない。

(事業計画)

第 35 条 センターは、毎年度当初に安全就業に関する事業計画を定め、会員の就業災害の防止、安全就業の普及・啓発等に努めなければならない。

(研修)

第 36 条 センターは、安全就業の普及・啓発のため研修会を実施するものとする。

2 会員は、センターの実施する研修会に積極的に参加するほか、職群班活動などで相互に安全就業のための意識向上を図るものとする。

(健康管理)

第 37 条 会員は、年 1 回健康診査を受診するなど自らの健康の維持管理に努めなければならない。

第 10 章 保険

(保険加入)

第 38 条 センターは、会員の就業中などにおける事故の補償等のために保険に加入するものとする。

第 11 章 職業紹介事業、労働者派遣事業

(職業紹介事業)

第 39 条 定款第 4 条第 1 項第 4 号に規定する職業紹介事業は、神戸市内に居住する 60 歳以上の高齢者（センターの会員に限らない。）に適した職業の雇用に関して、求人・求職の受理、紹介斡旋を行うものとする。

(適用除外)

第 40 条 定款第 4 条第 1 項第 4 号に規定する職業紹介事業、労働者派遣事業については、第 21 条から第 25 条の適用を除外し、別に定めるものとする。

第 12 章 表彰

(会員、発注者表彰)

第 41 条 センターは、優良な会員、発注者を別に定める手続きに基づき、表彰することができる。

第 13 章 補則

(施行の細目)

第 42 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条第 1 項第 1 号の規定は、この規程の施行前に入会した者及び入会申込をした者には適用しない。
- 3 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 3 項の改正規定、第 6 条、第 11 条、第 23 条第 3 項の規定については、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。